

## 平成26年度の見直し対象法人一覧

| 担当WG<br>(担当法人)                                    | 所管府省<br>(対象法人数) | 法人名             |
|---|-----------------|-----------------|
| 第1WG<br>(総務省、外務省、財務省、厚生労働省(NC6法人を除く)、環境省、法務省所管法人) | 厚生労働省<br>(3)    | 国立健康・栄養研究所(注1)  |
|   |                 | 医薬基盤研究所         |
|   |                 | 年金積立金管理運用       |
| 第2WG<br>(農林水産省、経済産業省、原子力規制委員会所管法人)                | 経済産業省<br>(2)    | 産業技術総合研究所       |
|   |                 | 日本貿易振興機構        |
| 第3WG<br>(内閣府、文部科学省所管法人)                           | 文部科学省<br>(1)    | 日本原子力研究開発機構     |
| 第4WG<br>(厚生労働省(NC6法人のみ)、国土交通省、防衛省所管法人)            | 厚生労働省<br>(6)    | 国立がん研究センター      |
|   |                 | 国立循環器病研究センター    |
|   |                 | 国立精神・神経医療研究センター |
|   |                 | 国立国際医療研究センター    |
|   |                 | 国立成育医療研究センター    |
|   |                 | 国立長寿医療研究センター    |

合計 12法人(注2)(注3)

(注1) 国立健康・栄養研究所は平成27年度末で中期目標期間が終了するが、27年4月に医薬基盤研究所と統合されるため、一年前倒しで見直しを行うもの。

(注2) 行政執行法人(単年度管理型の法人)に移行する法人については、平成26年度中に中期目標期間が終了する国立公文書館も含めて、見直しを行わない方向。

(注3) この他、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づいて統合される法人等について前倒しで見直しを要する可能性があるため、対象法人数については精査中。